

| |
|-------------------------------------|
| 令和3年8月5日 |
| 資料提供 |
| 和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 岡本雅・道・藤戸・平田 |
| 073-441-2275 |

「県民の皆様へのお願い」の変更について

8月5日、新型コロナウイルス感染症政府対策本部（本部長：菅総理大臣）により「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域に、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県の追加が決定されました。

県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますが、特に注意していただきたいことは下記のとおりですので、報道機関の皆様におかれましても御協力をよろしくお願いいたします。

変更点

| ◆変更前 | ◆変更後 |
|---|---|
| 【県民の皆様へのお願い（7月30日）】 | 【県民の皆様へのお願い（8月5日）】 |
| 大阪府、兵庫県、京都府、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福岡県、沖縄県への不要不急の外出を控えるとともに、やむを得ず外出する場合でも、会食や接待を伴った飲食をしない | 大阪府、兵庫県、京都府、 滋賀県 、北海道、 福島県 、 茨城県 、 栃木県 、 群馬県 、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、 静岡県 、 愛知県 、福岡県、 熊本県 、沖縄県への不要不急の外出を控えるとともに、やむを得ず外出する場合でも、会食や接待を伴った飲食をしない |
| 期間：政府対策本部が「緊急事態措置を実施すべき区域」等を指定している期間 | 期間：政府対策本部が「緊急事態措置を実施すべき区域」等を指定している期間 |

特に注意していただきたいポイント

- ・オリンピック・パラリンピックは、家族など普段から会う人と自宅で応援
- ・大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、福岡県、熊本県、沖縄県への不要不急の外出を控えるとともに、やむを得ず外出する場合でも、会食や接待を伴った飲食をしない
- ・本県への帰省については、在住地の感染状況を踏まえ、慎重な行動を
- ・症状が出れば、通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診
家族に発熱があれば、出勤を控える